

## 平成九年法律第四百号

## 臓器の移植に関する法律

(目的)

この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器の機能に障害がある者に対する臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術（以下単に「移植術」という。）に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己的臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思是、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 臨器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにはかんがみ、移植術を必要とする者に対して適切に行わなければならない。

4 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(医師の責務)

第四条 医師は、臓器の移植を行うに当たつては、診療上必要な注意を払うとともに、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。（定義）

第五条 この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓その他厚生労働省令で定める内臓及び眼球をいう。

（臓器の摘出）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用するために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を表す。

受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に表示していいる場合及び当該意思がないことを表示していいる場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された者の身体をいう。

臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

三 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合に限り、当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

（礼意の保持）

第八条 第六条の規定により死体から臓器を摘出するに当たつては、礼意を失わないよう特に注意しなければならない。

（使用されなかつた部分の臓器の処理）

第九条 病院又は診療所の管理者は、第六条の規定により死体から摘出された臓器であつて、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

（記録の作成、保存及び閲覧）

第十条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならない。

臓器の摘出に係る第二項の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（当該判定がなされた場合に当該医師を使用した移植術を行つた医師を除く。）の一般に認められている医学的知見に基づき厚生労働省令で定めるところにより行う判断の一一致によって、行われるものとする。

前項の規定により第二項の判定を行つた医師は、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならない。

臓器の摘出に係る第二項の判定に基づいて脳死した者の身体から臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該脳死した者の身体に係る前項の書面の交付を受けなければならない。

（親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示をしてはならない。

表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができること。

（臓器の摘出の制限）

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪搜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

（臓器の摘出）

第八条 第六条の規定により死体から臓器を摘出するに当たつては、礼意を失わないよう特に注意しなければならない。

（使用されなかつた部分の臓器の処理）

第九条 病院又は診療所の管理者は、第六条の規定により死体から摘出された臓器であつて、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

（記録の作成、保存及び閲覧）

第十条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならない。

臓器の摘出に係る第二項の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（当該判定がなされた場合に当該医師を使用した移植術を行つた医師を除く。）の一般に認められている医学的知見に基づき厚生労働省令で定めるところにより行う判断の一一致によって、行われるものとする。

前項の規定により第二項の判定を行つた医師は、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならない。

（親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示をしてはならない。

（臓器売買等の禁止）

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（秘密保持義務）

第八条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（臓器売買等の禁止）

第九条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（臓器売買等の禁止）

第十条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたこととの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

（臓器の摘出の制限）

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪搜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

（臓器の摘出）

第八条 第六条の規定により死体から臓器を摘出するに当たつては、礼意を失わないよう特に注意しなければならない。

（使用されなかつた部分の臓器の処理）

第九条 病院又は診療所の管理者は、第六条の規定により死体から摘出された臓器であつて、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

（記録の作成、保存及び閲覧）

第十条 医師は、第六条第二項の判定、同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならない。

臓器の摘出に係る第二項の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（当該判定がなされた場合に当該医師を使用した移植術を行つた医師を除く。）の一般に認められている医学的知見に基づき厚生労働省令で定めるところにより行う判断の一一致によって、行われるものとする。

前項の規定により第二項の判定を行つた医師は、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならない。

（親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示をしてはならない。

（臓器売買等の禁止）

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（秘密保持義務）

第八条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（臓器売買等の禁止）

第九条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（臓器売買等の禁止）

第十条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について正當な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

（臓器売買等の禁止）

第十一條 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したこととの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

（臓器の摘出）

第十二條 前条第一項の許可を受けた者（以下「臓器あつせん機関」という。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、

正当な理由がなく、業として行う臓器のあつせんに関する職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
（帳簿の備付け等）
記載の日から五年間保存しなければならない。（報告の微収等）
臓器あつせん機関は、前項の帳簿を、最終の機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、臓器あつせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第一項の規定による立入検査及び質問をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
厚生労働大臣は、この法律を施行する機関に対し、その業務に関し必要な指示を行う（指示）
厚生労働大臣は、臓器あつせん機関が前条の規定による指示に従わないときは、第十一条第一項の許可を取り消すことができる。（移植医療に関する啓発等）
（許可の取消し）

（厚生労働省令への委任）
--------------

的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
--

（罰則）
------

第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
---

第二十一条 第六条第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
---

第二十二条 第十二条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつせんをした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
--

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
---------------------------------------

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（検討等）
--

第二条 この法律による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。
--

第三条 旧法第三条の規定により摘出された眼球又は腎臓であつて、角膜移植術又は腎臓移植術に使用されなかつた部分の眼球又は腎臓のこの例による。
---

第四条 旧法第三百二十九条第一項の規定により業として行う眼球又は腎臓の提供のあつせんの許可を受けている者は、第十二条第一項の規定により当該臓器について業として行う
---

第五条 この法律の施行前に附則第三条の規定による廃止前の角膜及び腎臓の移植に関する法律（昭和五十四年法律第六十三号）は、廃止する。
---

第六条 旧法第三条の規定（前条の規定により業として行う眼球又は腎臓を移植する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出については、なお従前の例による。
---

第七条 旧法第三条の規定により摘出された眼球又は腎臓を第六条の規定により死体から摘出された臓器とみなし、第十条の規定（これに係る眼球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例による。
--

第八条 旧法第三条の規定により摘出された眼球又は腎臓を第六条の規定により死体から摘出された臓器とみなし、第十条の規定（これに係る眼球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例による。
--

第九条 この法律の施行の際現に旧法第八条の規定により業として行う眼球又は腎臓の提供のあつせんの許可を受けた者はとみなす。
--

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
--

第十一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法律（以下「医療給付関係各法」という。）の規定に基づく医療（医療に要する費用の支給に係る当該医療を含む。以下同じ。）の給付（医療給付関係各法に基づく命令の規定に基づくものを含む。以下同じ。）に継続して、第六条第二項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなす。
---

第十二条 削除
---------

2	前項の処置に要する費用の算定は、医療給付 関係各法の規定に基づく医療の給付に係る費用 の算定方法の例による。
3	前項の規定によることを適当としないときの 費用の算定は、同項の費用の算定方法を定める 者が別に定めるところによる。
4	前二項に掲げるもののほか、第一項の処置に 関しては、医療給付関係各法の規定に基づく医 療の給付に準じて取り扱うものとする。
5	附 則（平成一年二月二一日法律第 一六〇号）抄
6	（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。（たゞ  
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。）

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質  
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正  
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
- 、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二  
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第千三百四十四条の規定 公布の日
- 附 則（平成二一年七月一七日法律第八  
三号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を経  
過した日から施行する。ただし、第六条の次に  
一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並  
びに次項の規定は、公布の日から起算して六年  
を経過した日から施行する。（経過措置）

2 前項ただし書に規定する日からこの法律の施  
行の日の前日までの間ににおける臓器の移植に關  
する法律附則第四条第二項の規定の適用につい  
ては、同項中「前条」とあるのは、「第六条」  
とする。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の  
臓器の移植に関する法律附則第四条第一項に規  
定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓  
の摘出、移植術に使用されなかつた部分の眼球  
又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び  
摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術に關  
する記録の作成、保存及び閲覧については、な  
お従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定  
によりなお従前の例によることとされる場合に  
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

5 （検討）

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に  
当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第  
五条に規定する臓器をいう。）が提供されるこ  
とのないよう、移植医療に係る業務に従事する  
者がその業務に係る児童について虐待が行われ  
た疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑い  
がある場合に適切に対応するための方策に関し  
検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を  
講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年  
三月を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、當該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年  
三月を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、當該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を経  
過した日から施行する。ただし、第六条の次に  
一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並  
びに次項の規定は、公布の日から起算して六年  
を経過した日から施行する。（経過措置）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を経  
過した日から施行する。ただし、第六条の次に  
一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並  
びに次項の規定は、公布の日から起算して六年  
を経過した日から施行する。（経過措置）